

# 専門実践教育訓練給付制度の手続きについて

「一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程」は専門実践教育訓練給付制度対象講座の指定講座となることと2月10日厚生労働省より公表されました。

つきましては、2020年度入学者の皆様が制度を利用される場合の、手続きの概要をご案内します。

なお制度の詳細、制度利用資格等については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000571214.pdf>

## 1. 専門実践教育訓練給付制度利用申請の時期

手続きは以下の全てのタイミングで行う必要があります。入学前に行う手続きがございますためご注意願います。

受講前の手続き：受講開始1か月前（2020年2月28日までに）

支給申請：（2020年10月、2021年4月、2021年10月、2022年3月）

## 2. 手続きの場所

教育訓練を受講する本人の住居所を管轄するハローワークにて行います。（原則）

## 3. 受講前の手続きについて（受給資格確認手続）

この手続は、受講開始日の1か月前までに行う必要があります。

以下の書類を揃え、ご自身の住所を管轄するハローワークにて、直接ご申請ください。

この手続きに必要な書類で、大学から発行されるものではありません。

- 1 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワーク等で配布）  
\*一橋大学大学院に関する記載事項については下記参照のこと  
厚労省 HP よりダウンロード可能です  
<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>
- 2 ジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの）
- 3 本人・住所確認書類（コピー不可）
- 4 個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元（実在）確認書類
- 5 雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証でも可）
- 6 教育訓練給付適用対象期間延長通知書（適用対象期間の延長をしていた場合に必要です）
- 7 写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm）
- 8 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード  
（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）  
（一部指定できない金融機関があります）
- 9 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、証明書などの添付書類  
詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

※1 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の記載事項

指定番号：【48022-171001-8】  
教育訓練施設の名称：【一橋大学大学院】  
教育訓練講座名：【法学研究科 ビジネスロー専攻】  
受講開始予定年月日：【令和2年4月1日】  
受講修了予定年月日：【令和4年3月31日】

## 4. 入学後の支給申請について

### ■受講中（6ヶ月ごと）

受講開始日（入学）から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算し、1ヶ月以内にハローワークへ支給申請を行う必要があります。この申請により、半年ごとの自己負担分の50%が支給されます。（年間上限40万円）

#### 【主な提出書類】

- ・教育訓練給付金の受給資格者証 …受講前申請時にハローワークから交付
- ・教育訓練給付金支給申請書 …厚生労働省 HP よりダウンロード可能
- ・受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書 …基準を満たした方\*に一橋大学から発行
- ・領収書 …一橋大学から発行

\*必要書類の発行は、以下の所定単位数の取得が要件となります。

支給単位期間ごとの証明書発行に必要な単位数は「累計」で以下の通りです。

1年目春夏学期末：8単位/1年目秋冬学期末：16単位/2年目春夏学期末：24単位

後半に受講する科目が減っても既取得単位数が上記に達していれば受講証明書が発行されます。

### ■修了後（修了から1ヶ月以内）

追加支給分の支給申請期間は、修了日の翌日から起算して1ヶ月以内となります。受講中と同様に必要書類を持参しハローワークへ申請してください。この申請により、入学から修了までの自己負担総額の20%が追加で支給されます。

「追加給付」を受けることができるのは、受講した講座が目標としている資格（本学の場合は学位）を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用されている場合です（一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1ヶ月以内の申請が必要です）。

### ※注意事項

- ・提出書類は、個別事情により異なることがあります。また、代理人による書類提出の際には委任状が必要になります。
  - ・受給申請の提出漏れや書類不備による受給資格の失効に関しては本学での責任は負いかねますのでご了承ください。
- 詳しいことは、厚生労働省、ハローワークのHPや窓口で必ずご確認ください。